



2019年8月5日

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

ニッセイ・ウェルス生命 三菱UFJモルガン・スタンレー証券を通じ、  
『エムソリューションⅢ 終身保険型 (米ドル建/豪ドル建) 告知コース・無告知コース』を販売開始

 MSOLUTION III  
**エムソリューションⅢ**  
**終身保険型 (米ドル建/豪ドル建)**  
告知コース 無告知コース

指定通貨建終身保険  
予定利率金利連動型一時払終身保険 (米ドル建・初期死亡保険金抑制型)  
予定利率金利連動型一時払終身保険 (豪ドル建・初期死亡保険金抑制型)

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社（代表取締役社長：井本 満、以下「ニッセイ・ウェルス生命」）は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（取締役社長 兼 最高経営責任者：荒木 三郎、以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」）を通じ、2019年8月5日より、『エムソリューションⅢ 終身保険型 (米ドル建/豪ドル建) 告知コース・無告知コース』\*（以下「当商品」）の販売を開始いたしました。

当商品は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券にて販売されてきました『エムソリューションⅢ 終身保険型 (米ドル建/豪ドル建)』に、健康状態の告知なしでご加入いただける「無告知コース」を追加し、新たに介護保障の機能を加えた、相続・介護への準備ができる一時払の外貨建終身保険です。「告知コース」「無告知コース」の2コースからご選択いただけ、さらに、お客様のニーズに合わせて介護保障のあり・なしをご選択いただけます。「人生100年時代」にむけて、お客様のライフスタイルに合わせて、ご活用いただくことができます。

\* 正式名称：指定通貨建終身保険 / 予定利率金利連動型一時払終身保険 (米ドル建・初期死亡保険金抑制型) / 予定利率金利連動型一時払終身保険 (豪ドル建・初期死亡保険金抑制型)

商品の詳細は以下の URL、商品の特徴については別紙をご覧ください。

[https://www.nw-life.co.jp/product/individual/insurance/msolution\\_s\\_usd-aud/](https://www.nw-life.co.jp/product/individual/insurance/msolution_s_usd-aud/)

- ・商品パンフレット
- ・契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）

ニッセイ・ウェルス生命は、これからも多様化するお客様のニーズにきめ細かくお応えする商品・サービスを提供してまいります。

## 商品の特徴

### 1. 「告知コース」「無告知コース」の2コースをご用意しています。

#### 「告知コース」

- ・ご契約からすぐに、一時払保険料を上回る一生涯の死亡保障を確保できます。
- ・お申込みにあたっては、被保険者の健康状態などについて、告知または医師による診査を行い、その内容をもとにニッセイ・ウェルス生命が引受の査定を行います。

#### 「無告知コース」

- ・契約日から5年経過後に死亡保障が増加します。
- ・健康状態の告知なしで加入できます。

### 2. お客様のニーズに合わせて、介護保障のあり・なしをご選択いただけます。

#### 「告知コース」

##### ■ 介護保障なし（介護保険金特則を付加しない場合）

- ・シンプルに死亡保障、高度障害保障を確保することができます。

##### ■ 介護保障あり（介護保険金特則を付加する場合）

- ・死亡保障、高度障害保障、介護保障があります。要介護2以上に認定された場合\*1、介護保険金を受取れます。なお、被保険者が受取る介護保険金は原則非課税となります。
- ・介護保険金額は基本保険金額に対し、契約時にご選択いただく介護保障割合（10%、30%、50%、100%）を乗じた金額となります。
- ・基本保険金額は、介護保障割合に応じて異なります。

#### 「無告知コース」

##### ■ 介護保障なし（介護前払特約を付加しない場合）

- ・死亡保険金として全額残すことができます。

##### ■ 介護保障あり（介護前払特約を付加する場合）

- ・65歳以上で要介護4または5に認定された場合\*2、死亡保険金を所定の範囲内で介護前払保険金として受取れます。なお、被保険者が受取る介護前払保険金は原則非課税となります。

\*1 介護保険金は次のいずれかに該当した場合に支払われます。

- ① 公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護2以上に認定されたとき。
- ② ニッセイ・ウェルス生命所定の要介護状態に該当し、その該当した日からその日を含めて180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき。

\*2 介護前払保険金は次のいずれにも該当した場合に支払われます。

- ① 請求日の被保険者の年齢が満65歳以上であること。
- ② 請求日に公的介護保険制度による要介護4または5に認定されていること。
- ③ 特約の責任開始日以後に、責任開始日前を含めて初めて被保険者が公的介護保険制度による要介護4または5に認定され、その認定の効力が生じたこと。
- ④ 請求日が契約日から5年を経過していること。

本ニュースリリースは報道機関向けに作成した資料です。したがって、商品のご検討に際しましては、必ず「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」をあわせてご覧ください。